

# 定款

株式会社キューブ

Cube Co., Ltd.

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は株式会社キューブと称し、英文ではCUBE CO., LTD.と表示する。

### 第2条（目的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 衣料品、衣料用繊維製品、履物、服飾品、装身具の輸出入と販売
- (2) 衣料品、衣料用繊維製品、履物、服飾品、装身具の企画、デザイン及び商品開発
- (3) 宝石、貴金属、美術工芸品、玩具、文具、スポーツ用品、食器、雑貨、園芸植物、園芸用品、その他生活用品の輸出入と販売及び商品開発
- (4) 食料品、飲料品、調味料、嗜好品、酒類、たばこの輸出入と販売
- (5) 化粧品、医薬部外品、健康食品の販売
- (6) 医薬品、医療用機器、医療器具の販売
- (7) インターネットのホームページ及びサイトの企画、制作及び運営
- (8) インターネットによる物品販売、調査、広告、情報提供に関する企画、運営業務
- (9) コンピュータシステムの構築、運営及び機器の販売
- (10) コンピュータソフトウェアの企画、制作及び運営
- (11) 店舗、室内空間のデザインに関する業務
- (12) 各種イベントの企画、立案と運営
- (13) 飲食店営業
- (14) 広告業
- (15) 書籍、雑誌、その他の媒体による各種出版物の企画、制作、翻訳、輸出入、出版及び販売
- (16) 美容院、ビューティーサロン、エステティックサロンの経営
- (17) 古物営業法に基づく古物商
- (18) 旅行業法に基づく旅行業
- (19) 旅館業法に基づくホテル等の宿泊施設の経営
- (20) 不動産賃貸業及び不動産管理業
- (21) 宅地建物取引業
- (22) 不動産コンサルティング業
- (23) 前各号に付帯・関連するすべての事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。

2. やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、21,360,000株とする。

### 第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

### 第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利行使することはできない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

### 第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第12条（基準日）

当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によって、予め公告して、一定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

## 第3章 株主総会

### 第13条（招集）

定期株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

### 第14条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長が招集する。

2. 代表取締役社長が前項の任務を行うことができない場合、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集する。

#### 第15条（招集通知）

株主総会の招集通知は、議決権行使することができる各株主に対し、会日の2週間前までに発しなければならない。ただし、その総会において議決権行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく、又は通知期間を短縮して株主総会を開催することができる。

#### 第16条（議長）

株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。

2. 代表取締役社長が前項の任務を行うことができない場合、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が議長となる。

#### 第17条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第18条（決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 第19条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

2. 前項の場合には、株主総会ごとに株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第20条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### 第21条（取締役の員数）

当会社の取締役は7名以内とする。

#### 第22条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任は累積投票によらない。

#### 第23条（取締役の任期）

取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第24条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 当会社は取締役会の決議によって、取締役社長1名及びその他の役付取締役を定めることができる。

#### 第25条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第26条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2. 代表取締役社長が前項の任務を行うことができない場合、予め取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第27条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、取締役会を開催することができる。

#### 第28条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第29条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監査役全員が異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

#### 第30条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、当会社が保存する。

#### 第31条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

**第32条（取締役の責任免除と責任限定契約）**

- 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

**第5章 監査役及び監査役会****第33条（監査役の員数）**

当会社の監査役は3名以内とする。

**第34条（監査役の選任）**

- 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

**第35条（監査役の任期）**

- 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

**第36条（常勤の監査役）**

監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

**第37条（監査役会の招集通知）**

- 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

**第38条（監査役会の決議の方法）**

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

**第39条（監査役会の議事録）**

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

**第40条（監査役会規程）**

監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

**第41条（監査役の報酬等）**

監査役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

**第42条（監査役の責任免除と責任限定契約）**

- 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

**第6章 会計監査人****第43条（会計監査人の選任）**

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

**第44条（会計監査人の任期）**

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

**第45条（会計監査人の報酬等）**

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

**第7章 計算****第46条（事業年度）**

当会社の事業年度は毎年1月1日から同年12月31日までとする。

**第47条（期末配当金）**

当会社は、株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

**第48条（中間配当金）**

当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

**第49条（期末配当金等の除斥期間）**

- 配当財産が金銭である場合には、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
2. 未払の配当金には利息をつけない。